

(陳受22第34号)

委員会審議において、議員が「無線LANを導入したパソコンによる検索」及び「委員外議員との審議中のメールの送受信」を行うことに対し、早急に中止を求める陳情

受理年月日 平成22年9月29日

陳情者 西久保2-27-20  
小島 壮介 ほか6名

### 陳情の要旨

本市議会が、委員会審議において、「無線LANを導入したパソコンによる検索」及び「委員外議員との審議中のメールの送受信」を実施することに異議を申し上げると同時に、早急に中止をし、議会における本来の審議に集中することを求めます。

#### 1 議会における審議の本質論

市民は、議員の日ごろからの情報収集活動、判断の基準、議論の深め方、審議にあたる姿勢を通じて、おのおのの議員の資質と姿勢に共感または評価をし、選挙における投票行動の目安としています。

したがって、議会においては、立法府として市民生活にかかわる重要な案件を、事前に調査・研究を重ね、一定の考え方を踏まえて審議に臨む姿勢を要望します。

#### 2 委員会外部とのメールによる接触という逸脱行為

委員外議員とのメールによる委員会中の通信のやりとりは、議会における議論・検討のあり方を含めた「議会の本質論」にかかわる問題です。平成20年に策定された「武蔵野市長期計画・調整計画」での策定委員会と議会との本会議場での全員協議会においては、パソコン使用が許可されており、全く関係のないサイトを検索し、メールを送受信している議員がおったことは、傍聴席の多くの市民の目にとまっています。議員のモラルに頼るといふ努力義務的制限を技術的にカバーすることや、実効性を担保することは不可能であるといえます。

#### 3 無線LANにおけるセキュリティの危険性

一般的に、無線LANは、固定のネットワークに比して、常に情報漏えいの危険性があることは常識です。たとえ個々の議員が自分の責任において、モバイル用の携帯端末を準備し、環境を整備したとしても、議員が利用するパソコンのウィルスの対策やネットワーク・セキュリティ対策の点でも通常の固定のネットワークよりも情報漏えい等の可能性が高くなることの懸念は払拭できないといわれています。また、そもそもどれだけの議員がパソコンを使用できるのでしょうか。使える議員と使えない議員との格差も広がり、全議員が使用するわけでもなく、一部の議員の要望をかなえるために、セキュリティ・リスクを負ってまで、公金を投入する合理的理由が見出せません。